

令和7年度道路台帳システム再構築にかかるRFIについて特記事項

第1条 目的

道路台帳システムは、静岡県が管理する道路の情報をデータベースに蓄積し、道路法に基づく調書や国土交通省に提出する道路施設現況調査の様式などの調書を作成することで、道路管理業務における事務作業の効率化を図っています。現行システムは、プログラミング言語のサポート期間の終了、システム保守をするSEの減少、及び静岡県情報処理基盤の更新に伴うDBソフトウェアの変更等の課題を有しており、システムを維持することが困難な状況に陥っていることから、システムの再構築を検討しています。なお、再構築においては、システム化対象範囲やシステム基盤の構成・関連費用の見直し、並びに業務行程の見直しを行うことで、システムと業務のさらなる効率化・最適化を図ることを検討しています。

つきましては、システムの再構築の適正かつ効率的な調達を実施するため、本県が提示する要件の実現性や開発経費、保守運用経費等の予算規模を把握することを目的として、RFI（情報提供依頼）を実施します。

第2条 現行システム概要

道路台帳は道路法第28条に基づき道路管理者が調整・保管するものであり、調書及び図面をもって組成されます。道路台帳システムにおけるシステム環境は表1の通りです。

表1 現行システムにおけるシステム環境

サーバー装置 機器仕様 (数量1台)	OS	Microsoft Windows Server 2019
	メモリー	4GB
	HDD	60GB
	DBMS	Oracle Database (19.3.0)
	仮想化ソフト	VM ware
クライアントPC 機器仕様 (数量9台)	OS	Windows 10 Enterprose LTSC バージョン 1809
	CPU	Intel Core i5-10310U
	RAM	8.00GB
	ROM	256GB
	Office	Microsoft Office 2016

道路台帳（調書）の更新は図1の通り実施されます。各土木事務所（以下：事務所）の職員が、事務所に設置している道路台帳補正データ作成システムにおいて、更新箇所のデータを入力、及び補正データの作成をし、道路保全課（以下：県庁）に送付します。県庁は補正データを受け取り、県庁に設置している道路台帳システムに取り込むことで調書の更新をしています。システムに取り込みを行う際、エラーチェックを実施しており、エラーが発生した場合は、エラー内容を事務所に送付し、事務所にて修正後、再度補正データを受け取り、エラーチェックをかけます。このデータのやり取りに時間を要しているところであります。

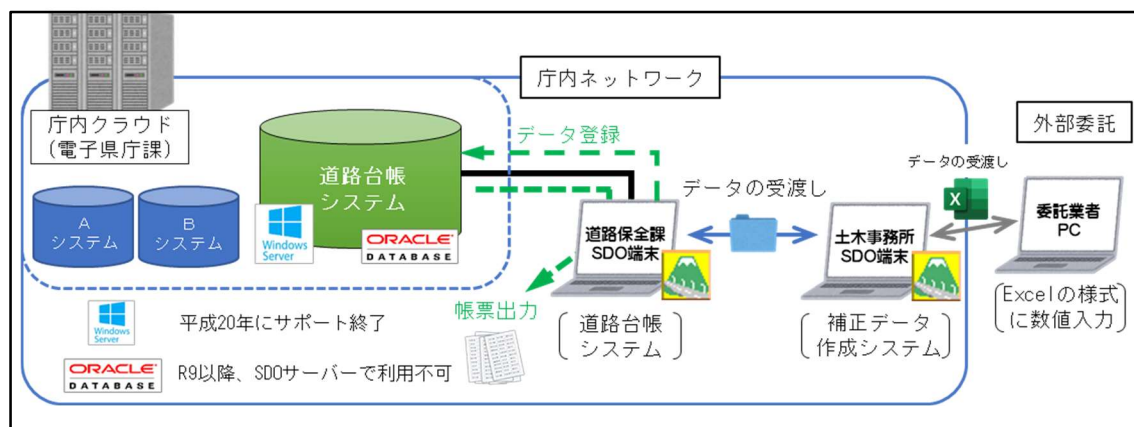


図1 現行システム概要図

道路台帳システムは、特に以下の業務に利用しています。

(1) 道路台帳作成業務

県管理道路施設現況の更新と照合一覧表による現況のチェックを行う。

(2) 普通交付税の算定に用いる基礎数値作成業務

道路橋りょうの基礎数値表を路線別、事務所別、前年度との比較資料等を作成する。

(3) 静岡県道路現況調査作成業務

県管理道路現況、国土交通省管理道路現況、市町管理道路現況の調査を作成する。

(4) 国土交通省道路施設現況調査業務

県管理道路、市町管理道路の現況を前年度報告と比較し増減分として報告する。

(5) その他業務

各機関より求められる資料作成を行う。

※処理内容等は「添付資料1：道路台帳システム操作マニュアル」「添付資料2：取込データ一式」「添付資料3：出力データ一式」を参照してください。

第3条 新システムについて

(1) システム概要

新システムは、現行システムの機能を維持し、同等以上のシステムの提案をお願いいたします。なお、新システムにおけるデータ処理行程は図2の通りであることが望ましいと考えています。これまでは、県庁と事務所のシステムは別システムであり、事務所の実施項目が限定されていましたが、県庁で実施していた行程を事務所でも実施可能なシステムを目指しています。

ただし、システムと業務のさらなる効率化・最適化が図られる場合はご提案ください。

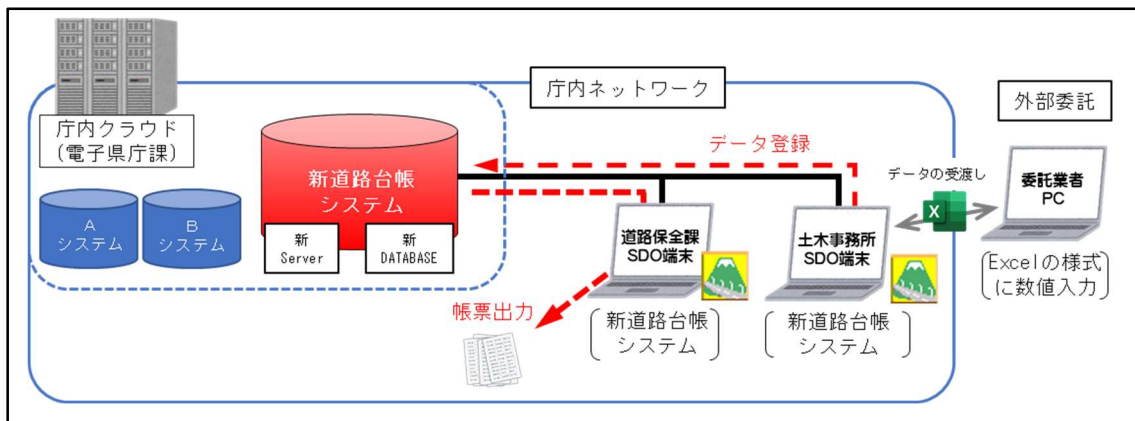


図2 新システム概要図

(2) システム開発、保守運用について

① 開発

本県の考える「新システム開発」とは、概略設計からシステムの導入までのことです。この考えに沿って開発経費を算出してください。なお、開発方法については、「スクラッチ開発」「パッケージカスタマイズ」等を備考欄等に明記してください。また、開発経費については、内訳を可能な範囲で細分化して記載していただけますと幸いです。

② 保守運用

保守運用経費については、年間にかかる経費を算出してください。なお、年間の経費が一定でない場合は、5年間の平均の金額を算出しご記載ください。

(3) その他

- ・様式の指定はありません。開発経費及び保守運用経費については参考様式を添付しておりますので、参考までにご活用ください。
- ・同様のシステムにおいて、他県での導入実績等ございましたら、ご記載ください。

第4条 貸与資料及び保管

本RFIにおいて貸与を受ける資料はその保管・取扱いにあたり、資料の紛失等に十分注意してください。なお、本RFI以外の目的で使用する事が無いよう、よろしくお願いいたします。